

平成 24 年第 2 回（定例）

須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 24 年 6 月 14 日

平成 24 年 6 月 18 日

平成 24 年 6 月 21 日

議会事務局

目 次

第 1 号 (6 月 14 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	2
開会、開議宣言	3
会期の決定について	3
会議録署名議員の指名について	4
町長諸報告	4
教育長諸報告	5
議会報告	6
議案第 4 1 号	7
議案第 4 2 号	8
議案第 4 3 号	9
議案第 4 4 号	9
議案第 4 5 号	10
議案第 4 6 号	10
報告第 1 号	12
報告第 2 号	12
諮問第 1 号	13
諮問第 2 号	13
請願	14
意見書	15
散 会	15

第 2 号 (6 月 18 日)

議 事 日 程	16
本日の会議に付した事件	16
出 席 議 員	16
欠 席 議 員	16
議会事務局職員出席者	16
説明のため出席した者	16
開 議 宣 言	17

13番議員	藤石 豊	17
3番議員	松山力弥	24
9番議員	今村桂子	34
散 会		40

第 3 号 (6 月 21 日)

議 事 日 程	41
本日の会議に付した事件	41
出 席 議 員	42
欠 席 議 員	42
議会事務局職員出席者	42
説明のため出席した者	42
開 議 宣 言	43
議案第 41号	43
議案第 42号	43
議案第 43号	44
議案第 44号	45
議案第 45号	46
議案第 46号	46
諮問第 1号	48
諮問第 2号	49
請願	50
意見書	51
陳情書 (継続)	51
陳情書 (継続)	52
委員会の閉会中の継続調査について	53
閉 会	53

平成24年 第2回(定例)須恵町議会 会議録(第1日)

平成24年6月14日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成24年6月14日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育長諸報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第41号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第 7 議案第42号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 8 議案第43号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第44号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 町営路線の認定について
- 日程第11 議案第46号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 報告第 1号 平成23年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第13 報告第 2号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第14 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 請 願 少人数学級推進、義務教育費国庫補助負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 日程第17 意 見 書 拉致問題意見書
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育長諸報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第41号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第 7 議案第42号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 8 議案第43号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第44号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 町営路線の認定について

- 日程第 1 1 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 報告第 1 号 平成 2 3 年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第 1 3 報告第 2 号 平成 2 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第 1 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 1 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 1 6 請 願 少人数学級推進、義務教育費国庫補助負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 日程第 1 7 意 見 書 拉致問題意見書

出席議員（14名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
1 0 番 三 上 政 義	1 1 番 柴 田 真 人
1 2 番 長 澤 誠 司	1 3 番 藤 石 豊
1 4 番 原 野 敏 彦	1 5 番 三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 合 屋 栄 一 係長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事（出納課）・・・・印 藤 勝 人
理 事（教育次長）・・・・安河内 亮 三	理 事（住民課）・・・・安 部 健 一
理 事（税務課）・・・・百 田 順 二	理 事（上下水道課）・・今 泉 智 明
理 事（建設産業課）・・安 川 敏 幸	総務課長・・・・・・・・・・今 泉 俊 裕
まちづくり課長・・・・吉 松 良 徳	住民課長・・・・・・・・・・合 屋 勝 秀
税務課長・・・・・・・・・・櫻 木 幹 夫	健康福祉課長・・・・・・畑 江 達 也
建設産業課長・・・・・・安河内 久 人	子ども教育課長・・・・・・稲 永 修 司
社会教育課長・・・・・・川 津 政 文	総務課参事・・・・・・・・満 行 誠

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。本定例会からクールビズということでございますが、いいですね、これでいいですね。

田植えが上から順々に来ておりますが、梅雨に入ったとはいえ、水がすくなくようでございます。雨ごいに行かないかなかなと思っております、今日このごろでございます。

開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思しますのでよろしくお願いします。

ただいまから平成24年第2回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、百田監査委員より欠席の届け出があっておりますので御報告します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

○議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議長から先ほど言われましたように雨ごいをせないかなかと私も思っております。

それでは、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

6月8日午前10時より議会運営委員会を開催し、第2回定例会の運営について協議をいたしました。

今回提出された案件は、議案が6件、報告が2件、諮問が2件となっております。議案6件と諮問2件は、各委員会に付託するようにしております。

そのほかに、請願が1件、意見書が1件出ており、継続分の陳情も2件ありますので、同じく各委員会に付託するようにしております。

また、6月19日の予算審査特別委員会の終了後に全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、会期は、本日より6月21日までの8日間としております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月21日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期は本日から6月21日までの8日間と決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、7番議員、8番議員を指名します。

日程第3．町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） おはようございます。6月の定例議会を招集いたしましたところ、何かと御多用の中、全議員さん御出席のもとで開会できますこと心から感謝を申し上げます。

自主防災組織の結成に向けてについて

それでは、諸報告を申し上げます。

自主防災組織の結成に向けてということでございますが、昨年の、御存じのように3月11日に発生いたしました東日本の大震災を初めといたしまして、平成7年の阪神・淡路大震災、あるいは地元の西方沖地震、それから、平成21年中国・九州北部豪雨災害などの発生によりまして、最近では住民の皆様の災害に対する関心や、防災意識が非常に高まってきております。行政といたしましても、安心・安全なまちづくりということが非常に重要な課題となってきました。

本町におきましては、以前から自主防災活動に強い関心を示されておられました佐谷区につきまして、本年度自主防災組織設立促進のモデル地区に指定をいたしまして、福岡県消防防災指導課の協力を得まして、今後自主防災組織の結成に向けて町として支援をしていく予定でございます。

具体的には、7月4日に行う予定の自主防災組織育成防災学習会を皮切りに、地域の防災力を高める活動の進め方、組織、人材づくりへの理解を深めいただきながら、自主防災組織の設立に向けて事業を進めてまいります。

この自主防災組織の設立促進モデル事業を第一歩といたしまして、将来的には自主防災組織が他の地区にも拡大していくことを期待いたしているところでございます。

現在、多くの行政区におきまして組合加入率の低下の問題が大きな課題となっておりますが、地域社会におけるつながり、かつての「向こう三軒両隣」という、地縁、血縁によって構成されていた親密な人間関係が崩壊し、地域社会とのつながり、近隣住民との結びつきが希薄となりつつあるのではないかとこのように思っております。災害時に助け合うという共助の精神に基づくこの自主防災活動を、むしろ隣組コミュニティ維持の復活のチャンスととらえて、今後は自主防災組織というものが構築されていく中で、組合加入率の促進の一助ともなればというふうに考えております。

一般質問にも出ておりましたので、これにつきましてはこの程度で抑えておきたいというふう

に思っておりますが、自主防災活動の推進とあわせまして、ひとり暮らしの高齢者や障害者など、いわゆる災害時の弱者に対して支援を行う体制を整備するために進めております災害時要援護者避難支援対策の推進とともに、今後も災害に強いまちづくり、安全で安心なまちづくりに邁進する所存でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第4．教育長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。平松教育長。

○教育長（平松 秀一） それでは、平成23年度教育行政報告並びに24年度の計画を報告させていただきます。

平成23年度教育活動において大きな成果として御報告申し上げたいのが、小中学校における生活規範指導の定着であり、議員各位もお気づきかと思いますが、小中学校の卒入学式が凜とした状態で来賓各位のお褒めの言葉をいただくまでになってまいりました。また、5月に実施しました小中学校運動会でも児童・生徒みずからが運営に携わり、同じ目的達成のために集中して取り組んだ姿は、まさに本町が目指す小中学校教育現場のあり方にほかなりません。

特に、以前一般質問でも御指摘を受けました須恵中学校の生活環境の改善は大きな成果を見せ、教育施策として掲げております「感動する心の教育」「感謝する心の教育」「共感する心の教育」が小中学校職員にも浸透し、人権道德教育が着実に進んでいることを裏づけるものとして自負するところであります。

この状態になるまで3年間という時間を要しましたが、崩れるのには2カ月もかかりません。教育委員会といたしましても気を抜くことなく小中学校と連携し、子供たちの未来のために頑張りたいと考えております。

本町教育行政の特長は、児童福祉を包含した教育支援を柱に置いているところであり、お手元にさきに配付させていただきました平成23年度須恵町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び報告における有識者からの意見・評価を福岡教育大学大学院教育学研究科 森 保之教授にお願いし、忌憚のない御意見と御指導を仰いだところであります。その中で、児童福祉を包含した教育支援体制や生活規範指導員制度、成長の足あとカルテなどは全国に類を見ないシステムであり、あわせて学校自己評価報告会やオアシス運動、生涯学習理念に基づいた社会教育の充実など、他市町村へ発信し全国的な取り組みとなるよう願っておられるなど、おお

むね高評価を頂いたと判断しております。

しかしながら、反省点として挙げられますのが、昨年の全国学力学習状況調査において目標を達成した学校、教科はあるものの、全体的には福岡県県平均に届いていないのが実情であります。社会教育においてはおおむね良好な活動状況であったものの、各種団体の高齢化も進んでおり、組織の若返りを図る必要があると判断しております。

さて、平成24年度における取り組みですが、須恵町教育振興基本計画実施4年目に入り、「感動する心の教育」「感謝する心の教育」「共感する心の教育」のさらなる充実を図り、特に就学前教育、小学校教育、中学校教育においては、人権道德教育を柱として取り組んでまいりたいと考えております。

また、学力向上については福岡学力アップ推進事業の指定を受けた2年目となり、本町で組織する学力向上検証委員会に対して福岡教育事務所の支援を受け、さらなる充実を図る予定です。

社会教育においては、教育委員会として生涯学習をさらに推進するとともに、地域に貢献する生涯教育の理念に基づき、社会教育基盤の充実に努めたいと考えております。

なお、平成24年度具体的目標の詳細につきましては、さきに配付させていただきました須恵町教育施策要綱4ページに記載させていただいております。

本年度も須恵町教育行政への議員各位の支援をお願い申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（三角 良人） これより教育長の教育行政報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第5．議会報告

○議長（三角 良人） 日程第5、これより議会報告に入ります。

閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。5番、田原重美議員。

○議員（5番 田原 重美） おはようございます。粕屋南部消防組合議会臨時会が開催されましたので御報告いたします。

去る5月31日、平成24年度第2回臨時会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

議案第8号専決処分の承認について。専決第4号平成23年度粕屋南部消防組合一般会計補正（第2号）について、平成23年度国の補正予算（第1号）により、緊急消防援助隊活動費負担金の決定がなされ交付額が確定したため補正を行うもので、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分とするもの。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ234万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,561万3,000円とする。

全員賛成で可決しております。

議案第9号は、粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。第2条第1項中150人を159人に、152人を161人に改める。第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。第3条、前条第1項第1号の規定にかかわらず、組合長は消防職員の大幅な退職、又は事務量の増加に伴い必要と認めるときは、消防活動に必要な人員の確保及び消防職員の早期育成を図ることを目的とし、定数を超えて計画的に消防職員を増員することができる。

2、前項の計画的な消防職員の増員については、7人の範囲内において組合長が別に定める。
賛成多数で可決しております。

議案第10号は、粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。粕屋南部消防組合消防本部及び消防署組織の機構改革により、同条例中の別表第3級別職務分類表の改正を行うものです。全員賛成で可決しております。

なお、議案書及び補正予算書は議員控室に置いとりますので御参照ください。

以上、報告終わります。

○議長（三角 良人） 議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第6．議案第41号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第41号福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。畑江健康福祉課長。

○健康福祉課長（畑江 達也） おはようございます。議案書1ページをお願いいたします。議案第41号福岡県介護保険広域連合規約の変更について。地方自治法第291条の3第3項の規定により、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更するものでございます。提案の理由といたしまして、外国人登録制度が廃止されることに伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要性が生じたため地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

3ページに新旧対照表を添付しておりますのでごらんください。右側の改正前、別表第3備考1、2におきまして、「及び外国人登録原票」を削るものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この規約は平成24年7月9日から施行し、なお経過措置といたしまして、この規約による改正後の福岡県介護保険広域連合規約別

表第3の規定は、平成25年度以後の年度分の負担金について適用し、24年度分までの負担金については、なお従前の例によるものでございます。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第41号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第7．議案第42号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第42号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋 勝秀） おはようございます。議案資料4ページをお願いいたします。議案第42号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の3第3項の規定により、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。提案理由といたしまして、住民基本台帳法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改めるため福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

6ページの新旧対照表をお願いいたします。別表第3の備考2中「及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条に規定する外国人登録原票に登録された者の数を合算して得た数」を削るものでございます。

5ページに戻っていただきまして、附則として、この規約は平成24年7月9日から施行するもので、改正後の別表第3の備考2の規定は平成25年度以降の年度分の共通経費の人口割について適用し、平成24年度分までの共通経費の人口割については、なお従前の例によるものでございます。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第42号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第 8. 議案第 4 3 号

○議長（三角 良人） 日程第 8、議案第 4 3 号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋 勝秀） 議案書 7 ページをお願いいたします。議案第 4 3 号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例。須恵町印鑑条例の一部を次のように改正する。提案理由といたしまして、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止が平成 2 4 年 7 月 9 日から施行されることに伴い、外国人住民の方も日本人同様に住民票が作成されることとなりますので、この法改正にあわせて今回改正するものでございます。

9 ページの新旧対照表をお願いいたします。主な改正点は、外国人住民の方も住民基本台帳に記録されることから、第 2 条第 1 項については全部改正し、1 項とし「印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者とする。」に改め、1 0 ページの 5 条については見出しの「登録印鑑の規制」を「登録印鑑」に改め、2 項を追加しまして、第 1 項では登録できる印鑑の数、第 2 項では登録印鑑として認めないもの、第 3 項では外国人住民の非漢字圏の取り扱いを追加し、整理した改正でございます。

1 2 ページで、第 1 2 条 1 項第 3 号は、住民基本台帳に記録されている名称の変更による印鑑登録の抹消を改めております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 4 3 号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 3 号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第 9. 議案第 4 4 号

○議長（三角 良人） 日程第 9、議案第 4 4 号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 1 4 ページでございます。議案第 4 4 号須恵町手数料条例の一部を改正する条例でございます。須恵町手数料条例の一部を次のように改正する。この条例改正も、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国人登録制度が廃止されることから改正す

るものでございます。

次の１５ページ、新旧対照表により説明をいたします。右側の改正前の別表、事務の内容、外国人登録法の規定に基づく登録原票記載事項証明書の交付の欄を削除いたします。

１４ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、平成２４年７月９日から施行する。

以上、御審議をお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第４４号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第４４号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第１０．議案第４５号

○議長（三角 良人） 日程第１０、議案第４５号町営路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内建設産業課長。

○建設産業課長（安河内久人） おはようございます。議案書１６ページをお願いいたします。議案第４５号町営路線の認定についてでございます。別紙路線を町営路線として認定したいので、本議会の議決を求めるものでございます。提案理由につきましては、新原字大牟田の開発計画に伴い、この区域に接する道路が建築基準法の接道要件を満たしていないため、開発協議の結果、申請者による５．５メートル以上の道路の整備を求め、基準法の要件を満たす条件として一般公共道路としての新規認定を行うものでございます。

議案書１７ページをお願いいたします。図面番号１番、路線番号その他４９８、路線名野間４号線、起点新原字中ノ原４２２番地先、終点新原字野間４４５番１地先、延長２４２．３メートル、最大幅員６．５メートル、最小幅員２．３メートルでございます。

１８ページに箇所図を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第４５号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第４５号町営路線の認定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第１１．議案第４６号

○議長（三角 良人） 日程第 11、議案第 46 号平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 19 ページをお願いいたします。議案第 46 号平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）。地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の 1 ページでございますが、平成 24 年度須恵町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額にそれぞれ 1,842 万 5,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 75 億 8,842 万 5,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2 ページをお願いいたします。第 1 表歳入でございますが、主なものを申し上げますと、16 款寄附金につきましては、篤志寄附金を 2 件、250 万円いただいております。18 款繰越金、歳出の補正額に対して不足する額を 1,262 万 4,000 円計上して財源手当をしております。19 款諸収入 3 項雑入でコミュニティ助成事業助成金 250 万円などを計上いたしております。

次に 3 ページ、歳出でございます。2 款総務費 1 項総務管理費において財政調整基金への積立金、電算システムの変更委託料など 863 万 3,000 円の追加。7 款商工費ではプレミアム商品券の発行補助金として 100 万円の追加。9 款消防費においては消防施設整備補助金など 113 万 9,000 円の追加補正でございます。10 款教育費 3 項中学校費において須恵中防球ネット設置工事費など 427 万円の追加計上をいたしております。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 46 号については、議長を除く 13 人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 46 号平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので、御報告します。

委員長に今村桂子議員、副委員長に合屋伸好議員であります。

日程第１２．報告第１号

○議長（三角 良人） 日程第１２、報告第１号平成２３年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） ２０ページでございます。報告第１号平成２３年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。平成２３年度の一般会計の繰越明許費として平成２４年度に繰り越して使用できる経費の繰越計算書について地方自治法施行令の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

２１ページをお願いします。平成２３年度須恵町一般会計繰越明許費繰越計算書。１０款教育費３項中学校費、事業名須恵中学校耐震補強工事、金額１億３，７０７万４，０００円、翌年度繰越額全額で１億３，７０７万４，０００円。繰越額の財源内訳でございますが、未収入特定財源で国県支出金の国庫補助金７，５８７万８，０００円、地方債６，１１０万円、残り一般財源９万６，０００円でございます。

以上のとおり、報告いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第１３．報告第２号

○議長（三角 良人） 日程第１３、報告第２号平成２３年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。今泉上下水道理事。

○理事（上下水道課）（今泉 智明） 議案書２２ページをお願いいたします。報告第２号平成２３年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について。平成２３年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書について地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

２３ページをお願いいたします。繰越計算書で２款下水道事業費１項下水道事業費、事業名公共下水道事業管渠造工事、金額２７０万円、翌年度繰越額２７０万円、財源内訳、未収入特定財源の地方債で１８０万円と一般財源９０万円です。

以上、報告いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第 1 4．諮問第 1 号

○議長（三角 良人） 日程第 1 4、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案書 2 4 ページでございます。諮問第 1 号人権擁護委員の推薦についてでございますが、人権擁護委員法第 6 条 3 項の規定に基づきまして人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、本議会の意見を求めるものでございます。住所、大字植木 3 4 0 番地、氏名、今泉守正氏、生年月日、昭和 2 6 年 1 1 月 3 0 日、6 0 歳でございます。

提案理由といたしましては、現人権擁護委員であります古川信泰氏が、平成 2 4 年 9 月 3 0 日で任期満了となるために、後任の委員に推薦するものでございます。人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。経歴につきましては 2 5 ページに掲載いたしておりますが、福岡工業大学卒業と同時に福岡市に入省し、最後は下水道局総務部長で定年退職されたわけでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、諮問第 1 号を各委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦についてを各委員会に付託します。

日程第 1 5．諮問第 2 号

○議長（三角 良人） 日程第 1 5、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案書 2 6 ページでございます。諮問第 2 号、同じく人権擁護委員の推薦についてでございますが、人権委員法の 6 条第 3 項の規定に基づきまして本議会の意見を求めるものでございます。住所が大字須恵 1 1 4 番地 1 3、いわゆる藤浦でございます。氏名、東郷行美、生年月日、昭和 2 6 年 1 0 月 1 3 日生まれの 6 0 歳でございます。

提案理由といたしましては、現人権擁護委員であります東紀子氏、城山でございますが、平成 2 4 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるために、後任の委員として人権擁護委員法 6 条 3 項の規定に基づきまして議会の意見を求めるものでございます。経歴につきましては 2 7 ページに掲載いたしておりますが、卒業後私立幼稚園に勤務されその後本町の保育園に就職をされまして、最後は町立アザレア幼稚園の園長として定年の退職を迎えられたわけでございます。

以上、よろしく審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。
よって、諮問第2号を各委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを各委員会に付託します。

日程第16. 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

○議長（三角 良人） 日程第16、「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。8番、合屋伸好議員。

○議員（8番 合屋 伸好） お手元の資料を御参照お願いいたします。「少人数学級推進」並びに「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願でございます。提出者は時田良喜氏、須恵町大字新原274の170、提出相手先は、裏面に意見書案が添付されておりますが、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、5名ということでございます。また、近隣市町では同様の時期に同じ請願が出されているということでございます。

趣旨でございますが、2点冒頭に記載されておりますが、まず、小学校2年生以上の35人以下学級を早期に実現することが1点です。昨年は小学校1年生の35人以下学級が実現をしております。同時に義務標準法改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定することを検討するということになっておりました。また、必要な安定した財源の確保に努めるということが明記をされていたということでございますが、今年度期待された小学校2年生の35人以下学級化については、法改正が見送られたということになっております。

もう1点、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国費負担割合を2分の1に復元することとなっておりますが、これは教育予算に関しましてGDPに対する教育費支出の割合、OECD加盟国の中で日本が最下位となっているということでございます。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたということでございます。これにより、自治体財源を圧迫をするとともに、教育条件格差も生み出しているというのが現状となっています。早期の改善を求めるものでございます。一番下に表がついておりますが、ここが申し上げたいところのメインになろうかというふうに思います。

議員各位におかれましては、御理解をいただきますとともに御賛同いただきますようお願いを

申し上げます。

以上です。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本請願の取り扱いを文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を文教厚生委員会に付託します。

日程第17．拉致問題意見書

○議長（三角 良人） 日程第17、拉致問題意見書決議のお願いを議題とします。

拉致問題は我が国に対する重大な主権侵害であり、かつ許しがたい人権侵害であることは言うまでもありません。

本意見書は、北朝鮮により拉致された日本人を早急に救出することを政府に強く要望する意見書決議のお願いであります。

各委員会に付託しその取り扱いの審査をお願いします。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月18日、午前9時より行います。

本日は、これにて散会します。

午前10時48分散会

平成24年 第2回(定例)須恵町議会 会議録(第2日)

平成24年6月18日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成24年6月18日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
10 番 三 上 政 義	11 番 柴 田 真 人
12 番 長 澤 誠 司	13 番 藤 石 豊
14 番 原 野 敏 彦	15 番 三 角 良 人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 合 屋 栄 一 係 長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事(出納課)・・・・・・印 藤 勝 人
理 事(教育次長)・・・・安河内 亮 三	理 事(住民課)・・・・・・安 部 健 一
理 事(税務課)・・・・・・百 田 順 二	理 事(上下水道課)・・今 泉 智 明
理 事(建設産業課)・・安 川 敏 幸	総務課長・・・・・・・・・・今 泉 俊 裕
まちづくり課長・・・・・・・・吉 松 良 徳	住民課長・・・・・・・・・・合 屋 勝 秀
税務課長・・・・・・・・・・櫻 木 幹 夫	健康福祉課長・・・・・・・・畑 江 達 也
建設産業課長・・・・・・・・安河内 久 人	子ども教育課長・・・・・・稲 永 修 司
社会教育課長・・・・・・・・川 津 政 文	総務課参事・・・・・・・・満 行 誠
監査委員・・・・・・・・・・百 田 清 二	

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

ここで報告をいたします。合屋議員、今村議員が遅刻の届け出がっておりますので、お知らせいたします。

日程第1．一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。13番、藤石豊議員。

○議員（13番 藤石 豊） おはようございます。13番議員、藤石豊でございます。今日は1番バッターということで、しかも3名しか一般質問がでてないということで、須恵町議会といまして、たくさんの議員の皆さんに一般質問をして、町の活性化につなげたいという思いでいっぱいなんですけど、ちょっと残念なんですけど、頑張りたいと思います。

また、議会改革の一環として、住民の皆さんにやっぱり議会の範を示さんないかんということで、範を示してないんですけど、9時から開会ということで、10時からの分を、9時から1時間先送りというか、前倒しして開催するということにしたんですけど、議員の出席者が遅刻されるということは、非常に残念なことだと思っております。範になってないじゃないかと、おしかりを受けるような気がしますけど、その辺は御容赦いただきながら、一般質問を進めていきたいなと思っております。

できるだけ長くしたいんですけど、以前にこの質問は同僚議員だとか、先輩議員たちがずっとやってこられたもので、その議員の皆さんの思いを再確認する上でも、重複する部分が多々あるかと思えますけど、その辺は町長初め執行部の皆さん御容赦願いたいなと思っておるところでございます。

私は今回、「どこまで出来るの、町のインフラ」という題を町長に答弁を求めたいと思います。この「どこまで出来るの」の次に、本当はクエスチョンマークを入れたかったんですけど、そういう思いを込めて一般質問をさせていただきたいなと思っております。

実を言いますと、先日、常任委員会で町の主な町有地の視察を行いました。改めて、町有地がいろんなところに点在するのを確認し、町有地の有効利用をしなければならないなという思いと、町有地を活用できる場所があるんだなという思い、いわゆる行政の財産だなと思う心強い思いが湧いてきました。活用できるんだなというのを感じたところでございます。

というのは、今の非常に厳しい財政状況が続く中、町として、以前にはなかった行政に経営感覚を取り入れた町長及び執行部に、その手腕に対しまして一定の評価をするところであります。そこで、その中で実際に進めている内容を少しずつ分析していきますと、まず一つは、これは改

めてするものではありませんけど、昨年まちづくり課を中心に、第5次総合計画がなされ、前期の基本計画が進められているところでございます。これは、町の中長期的な戦略の一つ、取り組みなので、しっかりやっていかなきゃいけないというのを感じております。

そしてまた、これも昨年ですけど、町内の20行政区で、町づくり懇談会が実施されました。住民の一人一人のニーズにこたえる町づくりが要求される今日、その問題点がはっきり示されたように思います。ただちょっと、町づくり懇談会に参加はしてないんですけど、1カ所しかしてないんですけど、参加者がちょっと少ないのが気がかりだったのは、ちょっと覚えているところでございます。

そうはいいいましても、来られた方の意見、ニーズにこたえていかなければならないなというのを感じておる昨今でございます。

その中で、問題が浮き彫りになる中で、住民の皆さんが今、町全体のことをどんなふうと考えてあるんだろうかというのを考えると、大きく分けると、人と物、コミュニティとインフラ、行政と住民が協力してできる仕組みづくりと、町の発展や開発に伴うインフラ整備だと思ってます。それはどういうことかと言いますと、住民の皆さんが今、町の全体のことを考える、もちろんコミュニティ的なこと、あるいは、人と人とのつながりも大切なんですけど、目に見えてわかること、それは、今、目をつぶってずっと考えてみると、だれもが思うのが中央駅を中心とした、何かこう核となる、須恵町の一つの大きな柱。そこに、何か一つ生み出すものが、役場を中心としたところに、生み出すものが何かないんだろうか。須恵町にはいつも商店街がない、核がないということ言われてましたので、それはだれでもが思うことである。

それともう一つ、スマートインターを中心とした、あの地域に新しい須恵・志免線の枝線とか呼んでいますけど、工事がなされて開通が来年、するのではないかという見通しだそうです。あの辺が、あの地域がどんなふうになっていくのんだろうかというのは、やっぱり住民の皆さんが一番関心があるところです。

それに伴う、トヨタカローラの先、粕屋、志免、須恵が所有する3町のボタ山、どんなふうになるんだろうか。

そしてもう一つ、一向に進まない県の事業とはいえ、県道筑紫野・古賀線、最近工事がなされています宇美側、何池だったかな、池のところ埋め立てていますよね、新原の工業団地のすぐ横。多分、道ができてるんでしょう。しかし、あれは宇美町のところですね。それから下に行くと、大間のところはできてますけど、それからこちら側、須恵側はまだ一向に見通しが立っていない。こういうことがやっぱり、今、住民の皆さんが、どげんなりようとやろうかという考えが持っているんだと思っています。

そこできょうは、その大きな観点からすると、一つは中央駅を中心とした町の拠点づくりはど

うなるのか、これが一つ。

もう一つは、スマートインターチェンジを含めた、周辺の開発状況。須恵・志免線、県道筑紫野・古賀線の拡張等、道路行政についてどんなふうに考えてあるのか、そして、ボタ山の開発については、私もボタ山開発の協議会の一員でありますし、自分で自分の首を絞めるかもしれませんが、ここんところは行政のトップであります町長及び近隣町の町長の考え方も含めながら、ボタ山開発についての考え方をお聞きしたいなと思っております。

以上、細かく分けると3点でございますけど、その3点について、町長の見解を聞きたいと思っております。（「4つやない」の声あり）関連がありますので、3つでも4つでもよろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） きょうは、2番目に松山議員が行政区の加入の問題があることからかと思えますけれども、区長さん5名お見えになっております。老人クラブの方も傍聴に見えられております。簡潔に答えていきたいというように思っております。

今、藤石議員から申されました、いわゆるインフラの整備、これはやはり町づくりの活性化に一番つながるというふうに思っております。と申しますのは、今スマートインターチェンジができたわけでございますけれども、当時は40数カ所、全国で社会実験をやろうということでやったわけですが、九州では唯一本町のパーキングがスマートインター化の社会実験が行われたわけでございます。大体時期的に、いわゆる年が越して1月から3月の間に計画を立てて、国のほうに持ってこいという、非常に厳しい条件の中でやったわけですが、そのスマートインターといいますが、パーキングに穴をほがすというのは、本町出身でありました渡辺国交副大臣、代議士がいわゆる議員になる前から考えてあったことございまして、その前の選挙、いわゆる8月だったか、10月だったか、衆議員選挙があったわけですが、そこでいわゆる有権者の方に遊説して回っておられたわけでございます。俺は、2キロ、3キロのトンネルはほがし切らんけども、15センチのブロック塀ぐらい破り切るばいというような話でございました。

その後、上京いたしまして代議士のほうにあの件はどうなりようですかと、ちょっと表に動かんといろいろ問題になるんじゃないですかという話をしたらすぐ、それは国交省のほうから自分の意見を参考にスマートインターという事業を展開するという話があったわけございまして、それでは早速取りかかろうということで、よその町よりも1カ月からちょっとぐらい、フライングをして本町は始めたという経緯があつて、そのことが社会実験の成功に結びつけたということだと思います。

私、就任して10年になるわけですが、8年間1,000人ふえてなかったわけでございます、人口が。22年に国勢調査がありまして、やっと2万6,000人に達したという話にな

ったわけですが、今24年の6月、1年半たったわけです、国調から。そうしますと今、700人ぐらいふえております。2万6,700人です。その後、須恵の開発が行われております。乙植木のほうの開発も行われております。いろんなところでそういう開発が行われております。すぐ2万7,000人の人口になるのではなかろうかというふうに思っております。議員がおっしゃったように、インフラの整備をすることによって人口がふえてくる、人口がふえるちゅうことは、やはり町の活性化につながっておるということではなかろうかというふうに思っております。

まず、第一に言われました、町有地の有効利用でございますけれども、これについては、副町長をリーダーとして、町有地の有効活用を図っていただいております。これにつきましては、本当に他町では類を見ないほど、町有地の活用、活用というよりも転売といいますか、売買という形で、財政のほうに基金を取り組むということでやっておるわけでございます。これについては、やはり隣の宇美町あたりからもうらやましいと、宇美町は公募してもだれも飛びつかんけども、須恵はすぐ飛びついてくるなというような話でございます。それは一つのインフラの整備が整っているからだというふうに思っております。

懇談会でございますが、言われましたように、20行政区、まちづくり課を中心に懇談会をして、いわゆる町民のニーズを聞こうということでございます。ややもすると、それが大衆迎合になっていくという感が、いわれもないわけでございますけれども、やはり住民の意見、お気持ちというのは、やはり行政として聞き、知っておくということは重要なことだろうということでやったわけでございますが、何せやはり参加者が少ないと、数年前から隣の篠栗町ではこの事業をやっておったわけですけど、来られるのが役員さんたちの四、五人というようなことで、やめようかというような話もしてあるような状況でございます。

それから、住民が町全体をどのように考えているかという質問でございましたが、仰せのとおり、その地域懇談会あるいは組合の加入率、次の質問であるわけですけども、見ても、やはり住民の方々は、我が町をどのようにしようかという考え方っていうのは、希薄ではなかろうかというふうに思っておるところでございます。

それから、駅前広場の件について御質問でございますが、駅前広場というのは前町長時代でございますので、20数年前から駅前広場ということで、中央駅前を開発しようという計画であったわけでございます。ちょうど、バブルがはじけまして、なかなかうまくいかないというような状況の中で20年間ずっとそのままの状況でいったわけですが、私が10年前に就任したときには、もうこの駅前広場はどうにもならないということで地主の方に、当時の助役さんに地主の方に、もう何らかの形で自分のほうで開発できればやっていただきたいという申し出をお願いしたわけでございますけれども、先ほど言いますようにバブルがはじけ、公共事業がだんだん少なく

なってくる中で、あの土地がああいう状況になってしまったということでございます。

しかしながら、駅前広場というのは要ということから、旅石の地主の方にお借りをいたしまして、反対側のほうに、いわゆるコミュニティバスのバス停ということも含めて、まだ開発の余地はあるんですけれども、そこを駅前広場と変えるというような状況でございます。なりまして、すぐ駅前広場を我々が思うような形にすると、どの程度かかるのかなということでもやりましたけれども、用地を購入して町で開発して8億円と、その当時かかるということでもございました。財政が非常にきついで、8億円っていうのは大きな支出であるし、それが町の財政を潤わせる施設っていいですか、そういうものになれば、8億円の投資っていうのは問題ないんですけれども、なかなかそれはできないと、網かけがかけられておりまして、高層のビルは建てられないとかいうような条件がありまして、なかなかできない。

その後は、あの姉齒問題が出まして、いわゆるげた履きの構造物、いわゆる耐震的な構造については非常に厳しい条件がつきまして、断念せざるを得ないということでもございますが、この開発につきましては、先ほど言われました筑紫野・古賀線のいわゆる延長といいですか、その問題と絡んでくるわけでもございますが、これは4車線の25メートル道路がそこにつくわけでもございまして、その拡幅の中に入っておるわけでもございます。だから、その道が県道が拡幅された地点からその開発というのは、いわゆる行政もまた一考の余地はあろうかと思っておりますけれども、いわゆる一般の方々の進出されてくる条件にもなつてこようかというふうに待っておりますので、今急いで駅前広場どのようにということには、なかなか難しい時期であるようでもございます。

言われましたように、ボタ山あるいは筑紫野・古賀線、志免・須恵線、これはやはり一体で考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、スマートインターの周辺整備ということでもございますけれども、このスマートインターにつきましても1.1キロ、これを県道志免・須恵線のいわゆる枝線っていいですか、それとしてやってやろうということでもございますので、いわゆる県の事業として前倒し事業としてやっていただいたわけでもございます。当時の県土整備事務所、土木事務所というふうに昔は言っておりましたが、その所長さんの好意によりまして、政権も交代したことだし、新年度になれば予算がつきにくだらうから、前倒し予算でやってやろうということで、前倒しをしていただいておりますので、25年の3月に竣工予定でもございますが、これも東日本大震災の問題で非常に予算が縮減されておまして、目安は立っていないと。しかしながら、目標としては25年の4月オープンということで、いっております。

そのために、その道ができ上がりますと周辺の付加価値が上がってまいります。土地の所有者、旅石の方たちについても、ほんとに御迷惑をかけておるわけでもございますが、建設産業課のほうの非常に働きによりまして、地主の方々との懇談会といいですか、そういうものができておりま

す。そこが虫食いになりますと、どうしても、我々が思うような開発ができないということから、理事のほうで旅石の地権者の方とそういう相談を持って、今、建設産業課の窓口には1名の職員を配置いたしましてやっておりますが、今2件の進出があがっておりますし、また数件の要望が出てきているという状況です。これを地主の方と精選しながらやっていこうということでございますが、大きな考え方としては、志免・須恵線の枝線から、高速道路の間は工場団地がいいのかなと、反対のほうは住宅団地がいいのかなというふうな大まかな考え方は持っておりますが、いずれにいたしましても、虫食いになって、開発ができないという状況だけはつくりたくないということでございます。

3町ボタ山でございますが、藤石議員、3町ボタ山の須恵町の委員長をされておられまして、内容重々お知りの上での質問ということでございますが、御存じのように、志免、粕屋、須恵がいわゆる昭和の時代に、国鉄から1億円で払い下げを受けてやっているわけございまして、30年近く遊びもんっていったらおかしいけど、どうしようかああしようかということで、問題を抱えているんですが、言われましたように3町の温度差というのが非常に激しゅうございます。今、粕屋町のほうからトヨタのほうに道が来ておりますけれど、あれに分かれた、2筆のボタ山のいわゆる分筆された部分があるんですが、その活用も例のボタ山協議会のときに、藤石委員長のほうから、これは別にいわゆる要望があれば、売買のことも含めて前もって審議していただいてどうだろうかとの意見でございましたが、2町については全然だめだというようなことございまして、これについても非常に難しいもんです。

当時、あれをスキー場にしようとか、いろいろと大学教授あたりの知恵をかりながらやっていったわけですが、福岡市内に大きな不動産会社があるわけですが、そこも入られておったわけで、その社長さんとは先輩、後輩になりますので、ちょっとお尋ねをしましたら、「あのときに強引にこの仕事に入っておればうちの会社はもろともつぶれておっただろう」ということでございます。ちょうどバブルもはじけていくような状況の中で。だから、これは今3町でしておりますように、見守りといいますか、いわゆる自然活用しながらやっていこうということでございますが、積極的にやろうとすれば、私は国際大学といいますか、学校に払い下げをするというのが非常にいいように思っております。それも国際大学といいますか、留学生がたくさんおるようなそういう学校に転売できればというふうに思っております。そうしますと、いわゆる地下鉄がそこまで延線してくる可能性もありますし、学校であれば邪魔になるボタの搬出も少なくて済むというような状況になろうかというふうに思っております。

それから、県道筑紫野・古賀線でございますが、今宇美町側から来ております。

県の事業っていうのは、その町の中に2カ所っていうのは余りやらないわけでございます。今、志免・須恵線が県道として格上げをされておりますので、いわゆるボタ山からETCまでの連結

道路1.1キロを県道でやって頂いた。だから、本町には県の道の事業っていうのは来ないわけですが、当初はそれよりも前に平原の今泉自動車から城山の入り口、あそこについてはある程度の用地買収もできておりますので、あそこの4車線化を考えておったわけですが、志免・須恵線のほうが急ぐということになりまして、志免・須恵線を先に回していただいたわけでございます。

そうしますと、今度は筑紫野・古賀線から、宇美町から須恵町のほうに延びて来る。これは町境で、宇美町は立派になって須恵町は立派じゃないというのは、これは非常に住民からの反発も高いわけでございますので、今、須恵町側につきましては、企業団地の入り口、あそこのところまでが今度の工事の状況でございまして、あそこに町有地若干あるわけですが、その補償移転費として1,700万円県からお金も受け取って、そこまでは本年度24年度事業としてなります。

25年度からは、これを建設課の努力によって延長させて、新原の交差点からいわゆるその中央駅の交差点までを延ばしていただいて、今計画がなされておるわけございまして、近々のうちにそれまでの4車線化、25メートル道路の拡幅というのはでき上がっていくんではなかろうかと、そこまでの計画はできておる。その後が今度今泉自動車からいわゆる城山入り口までの改良ということになっていくんではなかろうかというふうに思っております。

何せ公共事業イコール悪というような、今マスコミ報道等によりまして、非常に公共事業40%ほど国のほうも削減されておりまして、本当にインフラ整備をやっ払いこうという中での補助事業というのが厳しい状況にあるわけでございますし、またすぐリーバイシーいわゆる対費用効果をすぐ言われますので、対費用効果がないところはおくれていくと。また、本町のように筑紫野・古賀線、慢性渋滞の中で工事をやっていくということで、工事の期間が長い、工事費用が多額にかかるというような状況でございまして、職員いろいろと県のほうあるいは国のほうとも情報とりながら懸命に努力している状況でございます。

以上、長くなりましたけれども、答弁とさせていただきます。

○議長（三角 良人） 藤石議員。

○議員（13番 藤石 豊） 今までにないような、町長の思いを聞いたような思いがします。

私、最近年のせいか、私自身の不摂生か、ちょっと血糖値が高くて、口の渇きが激しくて、余り長くしゃべれないんです、実を言うと。本当はもっと長くしゃべりたいんですが、最後に私の思いをちょっとだけ話して終わりたいと思いますけど、都市計画は道路行政かなと言われるように、道を通して、拡張して、人が行き、通い、車が走り出し、そしたら町が当然発展する。これが普通の考え方ですね。ということは、そこに何かができてる、町長はくしくも今までにないようなことをきょうはおっしゃっていただきました。できないは別として、スマートインター

の周辺のこちら側、こちら側と言ったらいけないですね、高速側には工業団地みたいなのをと言われたんですよね、反対側、志免側は住宅がいいんじゃないかな、できるできないは別として、こういう発想っていいですか、思いは今まで余り具体的におっしゃられなかった。それをきょうはおっしゃったということに一つ感慨深い思いを今しております。

そしてもう一つは、ボタ山の件で、大学なんかを、今までにないような発想がここでまた新しく生まれました。もうこれはできるできないは全くわかりませんが。こういう執行権者の発想が、何か新しいものを生み出してくるんじゃないかな。それに議会であり住人一つになって、町が一つになって、一定方向に進んでいくんじゃないかなというのをきょう感じました。その意味から言うと、できるできないは別として、きょうの答弁に対してすごく感謝を、意気込みに感謝をしているところでございます。いろんなことを推進するには当然お金、財政が必要であります。財政の目当てがないと進めれないというのが現状でございます。この辺をうまくやりくりしながら、インフラ整備に、町のできる限りの推進策を考え、今後の住民の皆様のニーズにこたえていってほしいなと思っております。

以上です。質問を終わります。

○議長（三角 良人） 3 番、松山力弥議員。

○議員（3 番 松山 力弥） 議席番号 3 番、松山です。5 月 31 日に、第二幼稚園、新築工事の着工式が盛大にも行われましたことを、心よりお喜び申し上げます。地鎮祭が無事に行われたことを心よりお喜び申し上げます。須恵町では、近年にない大きなプロジェクトじゃないかなと思っております。来春の完成に向かって、無事故、無災害で施工ができることを御祈願する次第でございます。

では、本題に移ります。また、前議員の、今質問されました藤石議員さんとちょっと重複するところもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

中嶋町長は、平成 14 年に初当選され 3 期目、そしてその 3 期目もちょうど中間点に差しかかりました。10 年前は、赤字団体になり得る状況でしたが、議員の削減など行財政改革を推進し、健全な財政運営を維持しています。その長年の御苦勞に対し、心より敬意を表します。

また、10 年が経過し、町長が目指す町づくりがどこまで進捗したのか、町長が以前言われた 3 期目は攻めの行政を行う、この言葉に期待しているところであります。

さて、質問に移ります。町行政の運営上、そのパートナーシップとしても最も重要な組織は、行政区でないかと思えます。行政区を母体に、さまざまな町の関係機関の構成員が選出されています。消防団、交通指導員、青少年指導員、民生委員などなどでございます。しかし、その行政区は組合加入率の低下、高齢化、役員のなり手不足、行政区間の人口格差など、さまざまな課題

を抱えております。これは、行政区だけの問題でなく、町にとっても、行政運営上大変な問題ではないでしょうか。

そのような中で、昨年町は、町づくり懇談会と題して各行政区を訪問され、さまざまな声を身近に聞かれたのではないのでしょうか。町がいよいよ動き出した。そのような印象を受けましたが、しかしあれから半年が過ぎようとしています、何の動きも見受けられません。あのとき行政区を訪問され、どのような感想を持たれたのでしょうか。そして、町はこの問題をどうするのか。行政区任せにするのか、町が支援していくのか。支援していくなら、具体的にどう動くのか、次の3つの点についてお聞きします。

1 番目に、組合加入率低下に対する支援についてでございます。

これは、昨年6月議会にて、今村議員が質問しましたが、そのときに町づくり懇談会を立ち上げ、区の要望や住民のニーズを聞き、意識を高め、自治会加入のパンフレットを作成、未加入者へのアンケート調査を実施して、行政も積極的にいかかわって加入率を向上させていきたいと述べてあります。

須恵町では、転入時に行政区及び組合名をお知らせしているとのことですが、1年がたちますが、支援策はどこまで進んでいるのでしょうか。

2 番目に、高齢化が進む地区の活性化支援についてでございます。

炭鉱閉山後、町の人口は急速に減少し、その対策として町は昭和40年代後半、積極的に宅地分譲を行い、人口も順調に増加しました。当時はたくさんの子供たちで地域はにぎわい、活気であふれていたと聞いております。あれから40年が経過し、当時の子供たちの姿はすっかり少なくなり、高齢化が急激に進み出しています。近所つき合いも遠のき、孤独な生活を送っている方もいらっしゃることでしょう。

先月、第6次須恵町高齢者保健福祉計画書が出されました。地域での見守り事業、福祉サービスの充実などすばらしい内容でございます。高齢者のための地域支援策は、どこまで進んでいるのでしょうか。高齢化という社会構造の大転換期に直面している今、希薄化していく地域のきずなづくり、何か打開策はないのでしょうか。

3 番目に、行政区間の人口格差についてでございます。

この問題は、前回の一般質問で、原野議員が質問された校区の見直しにも関連することです。町には行政区の審議会という組織を必要に応じて設置できると聞いております。その組織の所管は、町長の諮問に応じて、行政区の適正な範囲並びに自治組織の編成について、地域の特性等に即して調査を審議するとあります。その時期に今来ているのではないのでしょうか。

以上、3つの点について、町長にお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 一番今、人々の物の考え方あるいは生活習慣、いろんなことから考えて、大きな現象として、今組合加入率が減少してきておる。しかしながら、その割合ってというのは、須恵町が飛び抜けて高いわけでございます。福岡市あたりでも、約90%は組合加入をしてあるわけでございます。隣の町のある地域なんかは非常に都市化して1,000何百戸ぐらいの戸数があるが、組合加入率100%というふうに今聞いております。そこには、いろいろのやり方、条件等があるわけでございますけれども、いずれにしても、先ほど藤石議員のときもありましたように、何を求めたいのかと。須恵町に住んで、須恵町民として、まず我々は行政にあるいは地区に何ができるのかという発想。そしてまた、行政はその人たちに何をしてあげれるのかということが、一番大事なことじゃなかろうかと。今、ほとんどがサラリーマンとして、昼間はほとんど福岡市に行っておるという状況の中で、ただ寝泊りに須恵町に帰ってくるという状況の中で、須恵町に対する思いというのが希薄化してきているんじゃないかというふうに思うわけでございます。

今、マスコミ等では、日本の悪いところですけども、白か黒かなんですね。正しいか間違っているか。悪か善かという、二元論といいますか、対立志向がマスコミのあおりによって非常に高くなってきております。そうじゃないというふうに思っております。グレーゾーンというのはいいか悪いか知りませんが、ディベートという言葉が一時はやりましたけれど、そのディベートによって人々を駆使して、そしてオールオアナッシングじゃなくて、自分がひとり勝ちなんだという、いわゆる市場原理主義という考え方、1人が勝ってほかは負けるんだという考え方が蔓延している中で、この地域行政というのは、非常に厳しい状況が来ておるというのは考えられるわけでございます。だから、善か悪かという答え、正解かいわゆる不正解かという、特に学校教育なんかは正解を求めるわけでございます。社会教育といいますか、我々の生活の中には正解は必要ではないわけでございます。熟議をしてお互いが納得をするということが一番大事なところ。この納得をするというのが、いわゆる行政区の中の問題であるわけです。しかしながら、そこにもいわゆる正解が持ち込まれることによって、行政区には入りたくないというような発想が、生まれてきておるということではなかろうかというふうに思っております。

私は、平成14年から就任したわけですけども、教育を基盤に据えた、教育のための社会づくり。今まで教育というのは、社会を形成するために教育が行われたわけでございます。社会のための教育っていうのが一般の教育。私は、こういう生活をしていく中に教育というのが一番大事ななんだということで、教育のための社会づくりをスローガンにやってきておるわけでございますが、過去にも、長岡藩の米百俵の話は有名な話でございますが、戊辰戦争によって火事に遭って、隣の三根山藩から米100俵が送られてきた、食べるのにも苦労しておったわけですね。しかし、そこにおった重鎮がいわゆるその米を住民に充てて食べさせれば二、三日は満腹するかもわから

ない、しかし将来を考えると、これを売って学校を建てて教育をしていこうと。

だから、今まさに日本は教育の時代であるわけです。こういう厳しいとき、貧しいときに教育をするということが、一番大事なときなんですけれども、今はそうじゃない。そのときにばらまいて、住民一人一人が額に汗をして頑張ろうというものをなくしていこうと、頑張っても頑張らんでも同じよと、頑張って国民年金を納めて7万円やっとな、何も払わなくて1人で11万円と生活保護は。そういうふうな時代ではだれがみんなやる気が起きるんですか。そういう気持ちを起こさせることが、いわゆる組合加入率も増加させていくという問題ではなかろうかというふうに思っております。

私は、現在インフラの整備として、議員もおっしゃったようにいわゆる幼保一元化の施設、今の政権では総合こども園という、もうこれは取り下げましたけれども、総合こども園というような、いわゆる認定こども園、幼保一元化施設をつくろうということになります。

それから、交通網の整備、先ほど藤石議員が言われましたように、インフラの整備というのは、やはり町の活性化には一番大事なことであるということ、それによって人口がふえてきておると。それから、その第一小学校、須恵中学校の下には買い物難民施設を、進出企業ありましたので、町もしっかり応援しながらつくっていこうと。

いわゆるへそがない、核がないと言われますので、そういうこともやっていこうということですが、要はいわゆる議会の冒頭で、諸報告で申し上げましたように、佐谷区のほうで社会実験、モデル地区として、いわゆる災害時援護者の避難支援事業というものをやられるわけで、モデル事業をやられるわけですが、この事業を全行政区、20行政区へ展開する中で、やはりお互いが手を取り合って、助け合って生きていかなければならないということから、組合加入率をふやしていこうという、核としてはそこにあるわけでございます。

それともう1点は、やはり言われましたように、行政区間でのいわゆる人口差、世代差というのが極端にあるわけでございますので、それをも含めて、それをやっていこうということですが、いずれは行政区の再編というものを考えなければならない。小さな行政区はここにありますけれども、人口が400、世帯数として141というのが須恵町で一番小さな世帯数なんです、一番多いところは、1,113世帯が一番多い世帯でございます。10倍ぐらいの格差があるわけでございますので、この格差是正もしていかなければならない。

それから、学校というのは、建てるためには土地が影響しますので、多くの土地が要りますので、その買うためにどうしても辺地っていいですか、お金が安いところに行きますので、学校がその地域の中心地にないというのが今の現状です。よその町見ても、志免東も須恵町のほんの横、粕屋中学校、志免町のほんの横、本町の須恵東中学校、篠栗の横というような状況でなっておりますので、校区、子供たちが通学する距離っていうのが非常に遠くなってきているというような状

況もありますので、校区の再編、見直していうのもやっていかなければならない。それから、第二小学校校区がどんどんと住宅が建ってきて、一番大きな学校になってきたわけで、第三小はこれ以上ふえていく可能性が少ないもんですから、小さな学校になってきておるというような状況ですし、ここの周辺、須恵中央駅の横なんか、その下は須恵です、その先は旅石です、その左は新原です、あの道と鉄道と挟んだ中で、そういった状況の中で特区をやっぱり設けなければならぬと、で、行政区はそこだけでも、いわゆる、学校はどちらかに行っているですよという選択権を与えてしないと、今、学校が変な所にありますので、そういう問題もあろうかというふうに思っております。

で、組合の加入の問題でございますけども、先ほど言いましたように18年の3月、ほんとに厳しい状況、22年度には赤字債権団体に陥るのではなかろうかという不安がよぎったことも確かでございます。そこで、行政改革集中プランというものを作成いたしまして、当時基金残高が財調で15億7,000万円程度、減債基金で3億円程度、トータルで18億8,000万円程度の積立金しかなかったわけでございます。これが、5年後の22年には0円になると、22年が合併のちょうど特例法の失効期間になるわけで、22年度に粕屋中南部、6町で合併すれば、いわゆる持参金なしで合併すれば何とかなれるかなど。

しかしながら、やはり持参金を持って合併をしなければ、須恵町民がいつまでも「おまえたちは我々のおかげで合併がなされとる」という寂しい思いをしますので、絶対合併のためには、基金がある程度14、5億円はあらなければならないということで、合併のために1つは頑張ったこともあるわけでございますけれども。

23年度末で、基金残高が財調で22億円、減債基金で2億8,000万円程度で、約25億円程度の基金に積み上がったわけでございます。これは、先ほど言われましたように議員定数を18から14に落としていただいたりとか、議員の皆さんたちの御努力もあります。また、町民の方々がインフラ整備を控えてそれを耐えていただいた。

また、行政職員もそのことについて一生懸命頑張らせていただきました。職員数181人おったわけですが、現在は144名でございます。37名職員数も減らしておりますし、17課あった課も11課に減らして、そういう努力のおかげで現在25億円程度のお金になってきたわけでございますけれども。

こと本来の行政区の問題に入りますけれども、じゃあなぜ須恵町は組合、地区に、行政区に入らないかという問題。この多くは、集会所を持ってあるところが、非常に加入率が悪いということでございます。きょうお見えになっておりまして、非常に悪いわけですが、5名見られますが、その5つの行政区が非常に加入率が悪いという状況で、きょうお見えになつてののかなというふうに思っておりますが、佐谷にしても上須恵にしても、集会所を持っているところが、

その集会所の建設費は丸々自分たちおられる住民の人が負担して入ってある。そうすると、家を新築して入ってこられたりする場合に、組合の集会所の負担金も一緒に納めてる、5万とか6万とか最初に払ってくださいと、じゃあ入りませんという話になるわけで。

きょう見えとります上須恵の区長さんが数日前に見えられて、上須恵もこの加入に努力しよるけどこれば廃止しちやないと自分が言ったと。そうすると、廃止したら5、6軒くらいさっと加入していただいたというようなお話もいただいておりますので、やはり、組合費が高いというのが問題だろうと、特に高齢者の独居の方たち、組合費は払うけど恩恵は一つも受けないと。若い世代、子供とかあるいは我々より以下の成壮年の人たちについては、いろんなことで還元があるわけですが、還元がないと。だから、そういったところの、例えば高齢者独居については区費を半減するとか、組合費を半減するとか、何か工夫をお互い考えていかないかんことではなからうかと。

それから、最大の原因は個人情報保護法という悪法があるわけです。個人の情報は流しちやいかんと、こういう災害とかい로운ときであれば、この個人情報が一番大事になってくるわけです。この情報があることによって、民生委員さんとか区長さんたちが、どここの誰々がいないとか、誰々どうしたということが、すぐ把握できるんですけど、これを出すことができないという、この悪法個人情報保護法、これによって、組合に加入率がぐんと下がっていったという問題があるわけでございます。

それから、区長さんたちに区事務費ということで、お金を、交付金を与えておるわけですが、これについては差別化をするというようなことで、組合に入っているところは400円、入っていないところは300円を掛けてやっておる。組合に入っていないところでも区事務費ということでお金は上げておる。これは、将来的に組合に入っていただきたいという願いから、それはゼロにはしないということしておりますし、敬老会については、非組合員の人も含めて、一律一人1,000円を区のほうに御負担をして、敬老会だけでも出てきてもらえれば、それから、組合に入ってもらえるのではなからうかということでございます。

で、村八分とかいう話がありますけれども、いわゆる火事と葬式だけは、村八分にしろってもの。ということで、例えば、我々の近所でそういう問題があつて、今は斎場でしますので、そういう地域地縁というのは葬式には関係ないんですが、当時はありまして、独居になられたわけです、片方が亡くなられて、葬式も出せないということで、組合にも入ってなかったけれども、組合の人がお手伝いをして、終わって、私も組合にじゃあ入りますというような話も出たりもしておるところでございますが。

要するに、ばらまきをするんじゃないくて、行政と住民とが一緒に汗を流して、協働しながらそのことをしていかなきゃ、そのためにやはり魅力ある町を我々もつくらなければならないし、魅

力ある行政区もつくっていかなければならないというふうに思っておりますが、何せ今、新人類、ちょうど中間の一番大事な、年齢からいいますと46歳から42歳、新人類と言われており、学校あたりにしても、モンスターペアレントということで、クレマーの人たちです。そして、その人たちは得たこと、地域なりいろいろなことから得たものに対して還元をするという気持ちがありません。集団の中で、自分が与えられた役割、これを全うするとか責任を果たすということをしません。

そういう今、厳しい世の中になってきている状況の中で、組合加入率がなっておりますが。しかしながら、それぞれの行政区でそれぞれに努力し、頑張っているところでありまして、行政もその区長さんたちの御支援に力を全力で傾けて、そして、目標80%の組合加入率をしていきたい。しかしながら、上須恵、新原というのは架空の方たち、病院に入院してある方たちが住民票を持ってこられてありますので、そう数字のほど、そこは悪くはないといったらおかしいけども、そういうこともあるわけでございます。

いずれにいたしましても、こういう世の中でございますので、一生懸命頑張っていきたいと思いますが、子供会活動あたりが十分にできておれば、子供会、成年、消防というつながりがあるんですが、新たに来られる方は、昔であれば上須恵であれば、須賀神社というのが氏神様で、須賀神社の氏子なんですよ、みんなが。それが氏子にならないわけですね。だから、町の無形文化財としてある、その山笠にしても、なかなかみんなが一緒になってやろうという気持ちにはならない。

いわゆる、宗教と政治が切り離された問題も含めて、そういう組合加入率の減少という問題が起こってきているのではなかろうかというふうに推察をするところでございます。

お答えになってないかと思いますが、一応これで答弁とさせていただきます、後はまた再質問で答えたいというふうに思っております。

よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） 松山議員。

○議員（3番 松山 力弥） 町長の御答弁が立派で、これを須恵町民皆さんに、未加入の方にも聞いてもらったら非常によかったかなと思いますけども。

組合加入の件ですけども、町長が先日、報告でありましたように、向こう三軒両隣ということ、を、組合加入率そういうのにどうのこうの言ってましたけども、まあ、一般質問で出てますんで話をやめましたけども、私は非常にいいことだと思います。こういうのを使って、組合加入をさせたらいと思います。

実は私の友達が、先月、ちょっと福島の方に行って、ちょっと例になるんですけど、一番災害に遭って困ったのは何かといったら水だそうでございます。水を、皆さんばらばらやったらし

いんですけども、隣の町の方が、みんなで水を汲みにいって、水源地まで遠い所まで行ったら、それを聞いて、皆さん、何人かで話し合っと思うたら、油がない、水を入れるタンクがない、悩んだそうでございます。どうしたらいいかと、皆さんが自分の車の、あいてる車のタンクを全部引き抜いて、1台の車に入れて水を汲みに行って、それでみんな団結力ができて、それから、それが輪を広げていろんなことができたそうでございます。

非常に、それで、私組合加入の件でと相談したんですが、こういうのが一番、金は持つっても災害に遭ったら金の使い道はないと。やっぱり、近所つき合いが身を助けるということでございましたので、今、町長が言いましたように、中年一番若い、須恵町の平均年齢が大体42歳でございますけども、その人たちが組合に入らない。そして、区で本当は先頭になって区の役員をせないかん年代の方が、組合に加入しない。そういう方には、やっぱこういうのを例外として、こういうのをパンフレット、リーフレット等マニュアルをつくって、組合加入促進に町のほうでも、区のほうに御協力できたらと思っております。

それから、育成会のことも、組合加入の件でちょっと言いましたけども、私、十何年育成会活動に従事してますけども、役員のなり手が無い。役員になったらやめる、それと一緒に組合加入率も、組合の役員がきたらやめる。それはなぜかという、近所、昔からのしょうゆ、米、みそ等の貸し借りがない世の中になってますので、人の力を借りなくてもできるという、今現代人でございますけども、先ほど言いましたように、そういう困ったことがあったら、村八分であってもその二分は組合で助けるということが、そこら辺を重視していただいて、組合加入してもらいたいと思っております。

先ほど、組合加入の件で組合費のことを言っていましたけども、はっきり言って公民館ができるうができませんが、なかなか、皆さん関係ないそうでございます。やっぱ、何でも自分でできると思っとるのが今の若い者でございます、そこら辺をやっぱなくす方法を行政区にも相談して、町民の皆さん、行政のほうでも御検討していただき、すこしやってもらいたいと思います。何でも同じことを言うてございますけども、これは、自由という、自由になりますんで、困ったりします。

それと、もう一つ。昨年、1年過ぎましたということでしたが、私、何日か前に1階の住民課に行きましたところ、転入者についてどういう説明してますかと聞きましたら、組合名とそこら辺をお知らせしてるということでございましたので、そこら辺も一応加入は自由でございますけども、ぜひとも区の町民であるけども、町を支えてるのは行政区であるということを常に言っていただきたいと思っております。

もう1つ言わせていただきますと、行政区は町の下請け業者じゃありませんけど、業務委託されたような形になってますんで、やっぱ区も須恵町の一行政になってますんで、よろしくお願

したいと思っております。

それと、高齢化の件でございますけども、非常にいいことと思っております。これ、23年の10月の広報に、今言うように、個人情報保護法ですかね、この、先ほど町長言いましたように、悪い法律があるもんですから、こういうのを手上げ方式、同意方式、関係機関共有方式とか、本人の許可がないと手助けができないという、これ時代がおかしいと思います。やっぱりこれは、高齢化に対しては、誰がするでなくて、これも組合と一緒にございしますが、地域の隣、近所、そこら辺が見守ってやらないと、隣町の隣の組、隣の区の人が行くわけにいきません。だから、こういうふう到手上げ方式しなくても、これは自然と高齢者の方には住民の方が見守ってあげるという常識的なことを植えつけなければならないと私は考えますので、そこら辺もマニュアル等つくって、行政区のほうに御協力をお願いしたいと思っております。

それと、人口格差の件でございますが、町長が言いましたように、一番行政区で加入率が、人口が少ないのが403名、まあ区名は控えさせておきますが、一番多いところで3,000名、平均しますと、1,342名になります。これだけ格差が広がると、町の行事ではありますけど、体協関係の少年相撲大会、バレーボール大会、またソフトボール、駅伝大会等ありますけども、そこら辺に不参加チームがどうしても出る。ここら辺も、行政区間で話し合って、2区で共同で出すとかいろいろな案とあると思いますけども、組合の合併等は文化の違い、また氏神様の持つて、持つてない、そういうところからなかなか編成はできないかと思っております。

須恵町も、明治10年に本合村と植木村が合併しまして、それから明治22年に須恵村に名前変えまして、28年に須恵町になったと聞いておりますけども、やっぱりそれだけの大きな村が合併できたんだから、やろうと思えばできないことはないと思っておりますので、審議会をつくってまで検討するべきことではないかなと思っておりますけど、もし、できれば、ぜひそういう審議会をつくって話し合いをしていただきたいと思いますと思っております。

もう1つでございますけども、これは参考のために皆さんに、もう知ってると思いますけども、糟屋6町ですかね、糟屋6町でその中で町長が言われましたけど、福岡市内に働いてる人はいっぱいおるってことですが、もう、福岡市のベッドタウンでございまして、糟屋6町の中で、福岡県の人口増加率の一番高い市町村が、6町のうちに糟屋郡が2位、4町入ってるわけですね。悲しいことに、いいか悪いか、6町の中で一番最下位の2.1%が我が須恵町でございしますが、一番多いのが糟屋町の11.4%。これは、平成12年から平成22年、10年間の統計でございますけども、これを見てわかるとおり、我が町も須恵で働くでなくて、寝泊りに来ているだけの人もおられると思いますんで、そこら辺も組合加入率の悪いところだと思っております。

地元で働いてれば、消防団も入れるし、働いたらですね。しかし、仕事で遅くなるからということで、組合加入、それから役員になり手がないかと思っておりますけども、町長といつも雑談でお話

しますけども、須恵町は住んで良かった、そういう交通便も悪いかよいかわかりませんが、須恵町は住んでよかったというまちづくりを、私も希望する次第でございますので、どうかこの行政区間のことでございますけども、ぜひ、町が支援していただかないと、区だけではやっていけないと思いますので、よろしくお願いいたします。

町長が答弁あれば、また、聞きたいと思いますが、何か、私に言いたいことがあったら、私ここで座ってお聞きしますが、なかったらここで終わらせていただきますけども。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 答弁になるかどうかわかりませんが、世帯数が多いところで1,100くらい、少ないところで140ですね。平均すると500世帯くらいが適正な行政区の単位ではなかろうかと。そうすると、今の加入率から申しますと、実質は350世帯いうふうなことになるわけで、それが400世帯くらいにしていくということで、まあ、500世帯くらいを一つの行政区単位として、行政の再編をやっていくべきではないかと。大きいところは分区、少ないところは合併させていくというふうなことで。

今、行政内部ではまちづくり課を中心に総務課と、教育委員会と、担当者会をつくりまして、その方法を考えていっとるんですけど、まだ、正式に外部に出しておりませんので、教育委員会としては特区というようなことで、校区のことなんかは考えてやっておりますが、いずれにしても行政区の再編というのは考えていかなければならないじゃないかなというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 松山議員。

○議員（3番 松山 力弥） もう、質問はこれで終わりなんでして。

もう1つ、参考のためでございますが、昭和55年から高齢化の割合でございますけども、10年間で10%ふえているわけですね。高齢、65歳以上は、昭和55年から。それにちょうど逆でございますけども、0歳から14歳が、同じ10%子供が少なくなった。このまんまでいくと、どうなるやら心配でございますけども、我々の生きとるうちはそこまで関係ないかなと思いますけども。

今、私3つお尋ねしましたけども、不十分なところもありましたけども、どうか3つの点につきまして、パンフレットなりリーフレットつくって、早急に、町長の言った言葉に着手いただきたいと思っております。また、今後、攻めの行政を、町長の姿を期待いたしまして、私の答弁を終わります。

○議長（三角 良人） 質問、答弁やない質問。

○議員（3番 松山 力弥） あっ、質問を終わります。

_____・_____・_____

○議長（三角 良人） ここで、お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を10時20分といたします。休憩に入ります。

午前10時09分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。9番、今村桂子議員。

○議員（9番 今村 桂子） 9番議員、今村桂子です。質問に入る前に、本日、私と合屋の両委員長が時間を勘違いいたしまして、遅刻をいたしましたことで、皆様に御心配をかけたことをおわび申し上げます。

○議員（8番 合屋 伸好） 済みませんでした。

○議員（9番 今村 桂子） ことは雨も降ってなくて空梅雨かなと思っておりましたが、雨が降り出しまして、恵みの雨で田植えのほうが進んでおるようでございます。あしたからも、きょうもですけど、台風の影響もありますが、雨が続くようでございます。また、雨が降り過ぎても災害が起きるという不安もございますので、雨が降っても降らなくても、行政の皆様には御心配をかけるところでございますけれども、気を引き締めて仕事に当たっていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、認知症サポーター養成の取り組みについてお聞きをしたいと思っています。

先ほども高齢化の質問が松山議員のほうから出ておりました。

大変、この10年間で高齢化が進んで、10%ふえたというお話が出ておりましたけれども、先日、厚生労働省が2010年の健康寿命というのを発表いたしました。男性が70.42歳、女性が73.62歳であるということで発表いたしております。同年の平均寿命を男性が79.64歳、女性が86.39歳と推定をしております。

健康寿命との差は、男性が9.22年、女性が12.77年でした。平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限がある不健康な期間で、この差が拡大すれば、医療費や介護給付費の多くを消費する期間が増大するのは言うまでもございません。

高齢化社会となり、須恵町においても、これは平成23年9月1日現在のものですが、人口が2万6,595人に対し65歳以上の人口は5,350人で、高齢化率20.1%となり、認知症

の方を抱える家庭も多くなりました。

認知症とは、皆様御存じのように、記憶や判断力が衰え日常生活に支障を来す、だれにでも起こり得る脳の病気です。周囲の理解と気遣いがあれば、認知症になっても住みなれた地域で少しでも長く、安心して暮らすことができます。

認知症対策については、早期の段階から適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく、本人や家族への支援などを通して、地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していく必要があります。

このために厚生労働省は、認知症を知る一連キャンペーンについての一環として、地域や職場において認知症を理解し、認知症の人や家族を支援する者などを養成する、認知症サポーター養成事業を実施してきたところです。

本事業については、先般通知された認知症対策等、総合支援事業の実施について、これは平成18年5月30日付厚生労働省の老健局長通知により、認知症対策普及相談支援事業を活用して実施できるとされ、各都道府県において、管内の市町村並びに関係団体等の連携のもと、本事業に積極的に取り組まれるよう特段の御配慮を願いたいとの都道府県民生主管部長あての通知が出されております。

その後、一部改正として認知症サポーター等養成事業の実施については、平成21年4月1日から適用することとしたとの通知が、厚生労働省の老健局計画課長名で出されております。

そこで、福岡県内の認知症サポーター等の養成事業の実施状況について調べてみました。60市町村中、実施していないのは13市町村で、その中に須恵町も入っております。糟屋郡内では、久山町が実施しておりません。

これから、ひとり暮らしの高齢者の見守りが、各区の協力を得て始まろうとしております。先ほど町長が答弁された中に、災害対策事業も佐谷で始まり、各区へ広げていくという行政の考え方が示されました。

これから、ひとり暮らしの方を見守るという不安が行政区の方の中にはございます。それも痴呆が始まっているかどうかというのも見分けることができないというような声も出ております。認知症への理解不足や、認知症の方との接し方がわからないなどの声も出ており、ますますこれから認知症への理解促進の取り組みが必要になってきます。年をとると、物忘れやど忘れなどが起こってきますが、認知症の初期なのか不安に思われる方も多くいらっしゃると思われます。

認知症サポーター等養成講座の研修時間はおおむね90分程度で、キャラバンメイトが研修を実施いたします。研修内容は、「認知症の基礎知識」「認知症とは何か」「認知症の症状とは」

「早期診断・治療の重要性」「権利擁護」などについて60分、「認知症の人への対応」「家族の支援」「サポーターとしてできること」などについて30分です。認知症サポーター等養成

講座の受講をし、講座で学ぶ認知症についての正しい知識、適切な対応の仕方などをサポーター一人一人が日々の暮らしに生かし、自分のできる範囲で、認知症の人やその家族を応援していくことになります。また、認知症サポーターには、認知症を支援する目印となるオレンジ色のブレスレット、オレンジリングが渡されます。

先日、志免町の主導で、受講資格要件を満たした方のキャラバンメイト養成研修会が、2回開催をされています。キャラバンメイトは、ボランティアとして養成研修を実施した市町村などと共同で、地域の住民、学校、職場等を対象に、認知症に関する学習会、認知症サポーター養成講座を開き、講座の講師役となって認知症サポーターの育成を行います。また、認知症になっても安心して暮らせる町づくりに向けて、関連機関への働きかけ、協力、連携体制づくりなどのネットワーク化を推進していくことも期待されます。

須恵町からは何名の受講があったのでしょうか、キャラバンメイトさんの総数は何名になりましたか、お尋ねをいたします。

また、須恵町地域包括支援センターも役場内に開設され、ますます須恵町における役割が期待されるところです。現在の須恵町における認知症サポーター等養成事業の実施についての取り組み状況と、これからの取り組みについてお聞きをいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） お答えをいたしたいと思いますが、まず、訂正をしていただきたいと思いますのが、志免町が主導でというのは、これは誤りでございまして、糟屋郡のほうでつくっておりますいわゆる介護保険広域連合の糟屋支部が主導で、志免町で行われたということですから、170名の定員の中に志免町から40名受講されたということでございます。

本町では、その件にしては、8名受講いたしております、24年3月31日現在で11名の人たちがそのキャラバンメイトの資格を有してございます。

24年度からの事業につきましては、一番かわりが深い、本年4月からスタートしております広域連合の支部が、いわゆる地域包括支援センターということで、旧健康課の事務室のほうに開設をしておりますが、その職員も受講しておりますので、その人たちがキャラバンメイト、いわゆる講師役となりまして、民生委員の方々に養成講座をまずは受講していただきたいと、そして、認知症の早期発見、早期対応について推進したいというふうに考えております。その後につきましては、各種団体の方々にミニ集会あるいは養成講座を受講していただきながら、多くの方々に認知症についての正しい理解をしていただきたいというふうに思っております。

高齢化とともに認知症の数はどんどんふえていこうというふうなことでございますが、全国で85歳以上の方が4人に1人おってあるわけでありまして、約210万人の方が85歳以上ということになります。それから、2040年、平成に直しますと52年には、倍の約400万

人の方たちが85歳以上になろうかというふうに思っておりますが、本町でいいますと、85歳以上の方が680名、そうしますと、170名の方に症状が出てもおかしくないと、その全国の割合からするとですね。というふうに思っておりますが、私の母はもう認知症で5年、6年ぐらいですか、入院というか施設に入っておったわけございまして、そのころから私のことも、ちょっと覚えていないというような状況で、施設のほうに行ったわけございしますが、その母、いわゆる私からすると祖母は100歳まで生きたんですけども、100歳まで認知症の症状が出ていなかったということでございしますが、要するに、なぜ認知症になっていくかというところを、認知症を減らすと、なったからどうだということよりも、ならないような工夫をしていくことのほうが大事ではなかろうかというふうに思っておりますが、私なりに、医学的な根拠があるわけでも何でもないんですが、身近に感じているところからすると、高齢者の方々に仕事がなくなってくると、役割がなくなってくると、そうすると急に、言葉として不適切かも知れませんが、「ぼけ」という症状が起こってくるように思います。

私は、家を出ておりまして、兄貴が跡を取っておるんですけども、おふくろが大体夕食の用意とかいろいろ食事をしておりましたけれども、いわゆる火を使う、だんだん症状がおかしくなってきた、火を使わないようにということで、オール電化にしたわけです。火が見えてないので、何で物が沸騰するか、なおさら、わからんようになり、なおさら、できないようになったわけです。兄としたら、それは母親のためとか、火災を守るためにしたんでしょうけども、親からすると、80歳も過ぎてそういうことでかえられると、何をしたいのかわからんような状況になってくるというふうなことです。

近所にも、御主人が90幾つかで亡くなられて、90歳近い方です。おられるわけですけど、毅然として、かくしゃくとしておられるわけございしますが、その方は独居で、自分がしっかりしておらなければならないとか、あるいは、高齢者を抱えて自分がその方の見守りをしておらなければならないかったという、何か緊張感といいますか、そういうことも一つはあるんじゃないかなうかと。

しかし、アルツハイマーという病的なもの、若年の方でもなりますけれども、私の友人なんかは若年のアルツハイマーを抱えておられるわけですが、もう、植物人間です。40代ぐらいに発症して奥さんは気づかれなかったわけございしますが、会社のほうから「少しおかしくないんじゃないですか」と言われて気がつかったというようなことで、20年もたてば寝たきりで、食事も流動食というようなことになっていくわけで、そういった病的なものと、やはり環境によって、そういうぼけ症状が出やすくなるような状況もありましょうし、そうすると、やはり託老所といいますか、保育園の中に元気なお年寄りがもう一緒に、今、幼保一元化をやっておりますけれども、年とった高齢者の方とそういう人たちが、昼間、遊びに来るといって、お茶飲みに行

くような場所、そこに幼稚園・保育所の子どもたちと一緒に昼間を過ごすというような形、それによってお年寄りの役割を何らかの形でしてやると、少しそれが解消できる人たちもおられるんじゃないかと、自分なりには考えておりますが、しかしながら、今、幼稚園・保育所の、特に保育所の待機児童が非常に多いということで、その解消からまずいっておりますので、そういったことではできないんですが、いずれ、高齢者の方たちは孫たちを見守ると、お互いに孫たちは敬老意識を生もうし、お年寄りの方は、若い子どもたちのパワーをいただいて元気になっていただくというような社会ができればな、というふうに思っております。

答弁になっているかどうか、ちょっと疑問でございますが、以上、再質問の中でお答えしたいと思います。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（9番 今村 桂子） 今、大変いい御意見をいただいたと思っております。

お年寄りの方に仕事をしていただくと、そしてまた、子育てにも参加をしていただく、本当にそういうことができれば、一番すばらしく、うまく回っていくんじゃないかと、ぜひ、これは進めていただきたいなと思うところでございます。

先ほど認知症について、予防が大事じゃないかというお話もございました。そのサポーター養成講座の中にも、もちろん「認知症の予防について」という項目がございます。ですから、そういういろんな診断、治療、接し方から予防、また、サポーターとしてどのようなことをやっていけばいいのかとか、さまざまなことが学べる90分であると思います。ぜひ、これをキャラバンメイトさんが須恵町の中にも11名いらっしゃるということで、特に包括センターの職員の方が受講されたということで、大変よかったなと思っております。

現在、認知症サポーター330万人を達成したということでございまして、受講された方たちの声は、本当に皆さん、「義理の母の認知症のとき、間違った行動をしていたことがよくわかった。もっと早く受講していればよかった」とか、「認知症とか福祉とかの研修は難しいと思っていたけど、こういうおもしろい研修なら理解しやすい」とか、それから、「認知症の方に接する機会は必ず来るので、その際の心構えになった」「講座を受けるのと受けないのでは、心の余裕や対処の仕方が全然違うと思った」等の、受けられた方たちの感想というのは、非常にいい感想が出ております。

これからまず手始めに、民生委員さんのほうにお話を持って行って、していただくということでございました。本当に、対象が住民の方、住民組織でいえば自治体、それから老人クラブ、子ども会、民生委員さん、児童委員、防災・防犯組織、介護者の会、ボランティア団体、また各生活関連のスーパーマーケットとか、金融機関、さまざまなところでサポーターの対象者となって、養成講座を開くことができると思います。

学校関係では、小中学校、高校、教員、PTAと、本当にいろんな方たちがこういう講座を受けていただくことによって、地域のリーダーづくりというのもできてくるんじゃないかなろうかと、先ほどから、地域を支える方たちが本当に高齢化していつているということでございましたけれども、こういう講座を受けるというのは、もう小学校から70歳までの方がほかのところでも受講されております。男女比も同数ぐらいでございます。こういう方たちが、こういう講座を受け、地域に何か貢献したいと思うことによって、これから先の町づくりの担い手が生まれるという期待もできるんじゃないだろうかと。そして、高齢者見守り、また、いろんな防犯等にも役立っていくんじゃないだろうかとという期待が持てるのではないだろうかと、私自体は思っております。

まず、ちょっと古賀市の取り組みを御紹介したいと思うんですけれども、古賀市は3年ぐらい前からやられていて、最初は職員全員が受けられております、まずは。そして、それから今度は地域にずっと入っていかれて、それから消防署、商工会、それから小中学校、それから大学、それから老人ホームと、今後の計画でジュニアサポーター養成講座を開かれるということでございます。

早くから、20年から取り組まれているので、だいぶ進んでいるんだろーと思います。これから、須恵町も取り組まれていくと思いますので、町長、これからの取り組みというものについて、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 申しましたように、24年度、まず民生委員から取り組みを始めまして、いろんな集会、ミニ集会とか、そういったところに講座を開きたいと思っておりますが、今言われました古賀市、職員という話がありましたけれども、一番いいことかなと、職員140名程度おりますので、すぐ140人に達するわけでございますので、そういう機会をつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（9番 今村 桂子） そうですね。まず、職員の方が受けていただいて、町民の方に接する窓口もありますので、まずは、そういったところから始められたら一番いいんじゃないかなろうかと思えます。

自治体の役割としては、やはり、これからはお金がかからないことですし、これに関しましては。また、町づくりにも役立つ一環であると思えます。それと自治体としては、地域によって、何人かのサポーターが必要になると思うんですよね。そういう計画を立てていただいて、サポーターを養成して、認知症になってもやっぱり安心して暮らせる町づくりに取り組んでいただくことが必要なのかなと思います。

これも、古賀市からちょっといただいたんですけど、事業所の方が受けられたときに、こうい

う、「まちづくりの認知症サポーターがいる、人に優しい店ですよ」というステッカーを事業所に張られています。そしたら安心してそこでお買い物ができると、このような取り組みも、ぜひ、これから生かしていただきたいと思っております。

本当にこれから認知症の方もふえて、いろんな方が、これから皆でサポートしていかなければいけないと思いますし、地域の見守りも始まるということで、地域の皆様の不安が少しでも解消できればと思いますので、ぜひ、認知症のサポーターをたくさんつくって、須恵町のみんなが住みやすいと言えるような、認知症の方もこの町で暮らしていけるような町づくりをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月21日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時44分散会

平成24年 第2回(定例)須恵町議会 会議録(第3日)

平成24年6月21日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成24年6月21日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|------------------|---|
| 日程第 1 | 議案第41号 | 福岡県介護保険広域連合規約の変更について |
| 日程第 2 | 議案第42号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 3 | 議案第43号 | 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第44号 | 須恵町手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第45号 | 町営路線の認定について |
| 日程第 6 | 議案第46号 | 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第 7 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 8 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 9 | 請 願 | 少人数学級推進、義務教育費国庫補助負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願 |
| 日程第10 | 意 見 書 | 拉致問題意見書 |
| 日程第11 | 陳 情 | 国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書 |
| 日程第12 | 陳 情 | 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書 |
| 日程第13 | 委員会の閉会中の継続調査について | |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第41号 | 福岡県介護保険広域連合規約の変更について |
| 日程第 2 | 議案第42号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 3 | 議案第43号 | 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第44号 | 須恵町手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第45号 | 町営路線の認定について |
| 日程第 6 | 議案第46号 | 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第 7 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 8 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 9 | 請 願 | 少人数学級推進、義務教育費国庫補助負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願 |
| 日程第10 | 意 見 書 | 拉致問題意見書 |
| 日程第11 | 陳 情 | 国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書 |

日程第12 陳 情 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書
日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
10 番 三 上 政 義	11 番 柴 田 真 人
12 番 長 澤 誠 司	13 番 藤 石 豊
14 番 原 野 敏 彦	15 番 三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 合 屋 栄 一 係 長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事（出納課）・・・・印 藤 勝 人
理 事（教育次長）・・・・安河内 亮 三	理 事（住民課）・・・・安 部 健 一
理 事（税務課）・・・・百 田 順 二	理 事（上下水道課）・・今 泉 智 明
理 事（建設産業課）・・安 川 敏 幸	総務課長・・・・・・・・・・今 泉 俊 裕
まちづくり課長・・・・・・・・吉 松 良 徳	住民課長・・・・・・・・・・合 屋 勝 秀
税務課長・・・・・・・・・・櫻 木 幹 夫	健康福祉課長・・・・・・・・畑 江 達 也
建設産業課長・・・・・・・・安河内 久 人	子ども教育課長・・・・・・稲 永 修 司
社会教育課長・・・・・・・・川 津 政 文	総務課参事・・・・・・・・満 行 誠
監査委員・・・・・・・・・・百 田 清 二	

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1．議案第41号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第41号福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第41号福岡県介護保険広域連合規約の変更について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は外国人登録制度が廃止されることに伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更するものです。別表第3の備考1、及び備考2において下線部分の「及び外国人登録原票」を削るものです。

附則として、この規約は平成24年7月9日から施行されるもので、改正後の福岡県介護保険広域連合規約、別表第3の規定は平成25年度以降の年度分の負担金について適用し、平成24年度分までの負担金については、なお従前の例によるものです。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第41号福岡県介護保険広域連合規約の変更については委員長報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第42号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第42号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第42号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更につい

て、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

6 ページ、新旧対照表をお願いします。今回の改正は住民基本台帳法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改めるものです。別表第3の備考2項において外国人住民の方も住民基本台帳に登録されますので、下線部分の「外国人登録法の規定」を削除し、合算していた数を住民基本台帳に記載された住民の数に改正されるものです。

附則として、この規約は平成24年7月9日から施行されるもので、改正後の別表第3の備考2の規定は平成25年度以降の年度分の共通経費の人口割について適用し、平成24年度までの共通経費の人口割については、なお従前の例によるものです。

参考としまして24年度の人口割事務費負担金、基準日が23年9月30日現在で住民基本台帳登録数2万6,429人、外国人登録数176人です。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第42号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第42号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については委員長報告のとおり可決されました。

日程第3．議案第43号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第43号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第43号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

9 ページ、新旧対照表をお願いします。住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止が平成24年7月9日に施行されることにより、外国人住民に対しても日本人同様に住民票が作成されることとなりますので、この法改正にあわせ今回改正されています。

主な改正点は、第2条については印鑑登録の資格の要件であり、改正前では（1）の住民基本台帳法、（2）の外国人登録法に分けられていましたが、改正後、下線部分「本町の住民基本台

帳に記録されているものとする」に改められています。

10ページの第5条については、印鑑を登録申請する際の住民基本台帳に記録されている氏名等及び印鑑の規格等の規制が整理され、改正後は見出しを「印鑑登録」に改め、登録できる印鑑の数が追加されております。改正前の登録申請を受理しない（1）から（6）までについては、改正後は第2項に「印鑑を登録しないものとする」に改められており、第3項に非漢字圏の外国人住民の住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記の取り扱いが追加されています。

12ページ、第12条（3）については住民基本台帳の氏名の変更、外国人住民にあつては通称、または氏名の片仮名表記を変更したときの印鑑登録の抹消が改められています。

附則として、この条例は平成24年7月9日から施行されるものです。

文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第43号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第43号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4．議案第44号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第44号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書14ページでございます。議案第44号須恵町手数料条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案第41号から43号と同様に、外国人登録法の改正に伴う住民基本台帳の一部改正に伴い手数料条例を改正するものでございます。平成21年に制定され、今年度7月9日から施行されるものでございます。15ページの新旧対照表では外国人に係る部分を削除するというものでございます。なお、料金の変更はありません。

委員会、全員賛成で可決としております。以上です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

——討論なしと認めます。よって、議案第４４号について採決に入ります。本案に対する委員長
の報告は可決です。よって、議案第４４号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起
立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第４４号須恵町手数料条例の一部を改
正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第５．議案第４５号

○議長（三角 良人） 日程第５、議案第４５号町営路線の認定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書１６ページでございます。議案第４５号町営路線の
認定について総務建設産業委員会の報告でございます。

１７ページです。路線名、野間４号線、起点、新原字仲ノ原２番地先、終点、新原字野間
４４５番１地先、全長２４２．３メートル、最大幅員６．５メートル。最小幅員２．３メートル。

認定の理由は、起点側の宅地開発に伴い一般公共道路として新規認定するものですが、将来を
見据えて一部幅員を６メートルにするものでございます。

委員会、全員賛成で可決いたしました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり
ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。
——討論なしと認めます。よって、議案第４５号について採決に入ります。本案に対する委員長
の報告は可決です。よって、議案第４５号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起
立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第４５号町営路線の認定については委
員長報告のとおり可決されました。

日程第６．議案第４６号

○議長（三角 良人） 日程第６、議案第４６号平成２４年度須恵町一般会計補正予算（第１号）
を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第４６号平成２４年度須恵町一般会計補正予算（第
１号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

別紙の歳入歳出補正予算書をお願いいたします。1ページでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,842万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億8,842万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細で主なものを説明してまいります。4ページをお願いします。

歳入でございますが、16款1項1目一般寄附金250万円は、篤志寄附金として喜楽鉱業株式会社より200万円で、同額を財政調整基金に積み立て予定です。50万円は株式会社ピーエムティーより、歳出にて小中5校に10万円ずつ、図書購入費に充てられます。

18款1項1目の1,262万4,000円は前年度繰越金です。

19款3項1目の雑入の総務費雑入250万円は、宝くじを財源としたコミュニティ助成事業助成金で、8ページの歳出、2款1項15目、まちづくり推進費で一般財源10万円を追加し、校区コミュニティ備品、プロジェクター、スクリーン、テント8張り購入予定です。値段が高いのではとの質問が出ておりますが、予算だから高めに出しているが、100%補助で250万円を超えないと補助対象にならないため、入札で250万円を超えない場合はテントを追加購入する予定との回答でございました。

8ページ、歳出でございます。

2款1項13目電算管理費403万3,000円は、3件の電算システムの改修業務委託料です。

7款1項2目商工振興費100万円は、プレミアム商品券発行事業補助金です。商工会との話し合いはできているのか、今後の補助金について活性化につながっているかなどの質問に対し、商工会から報告書を出してもらっているが、ユーザーの固定化で広く浅くとは思えないので活性化から薄れてきている。今後、データを分析して商工会と協議していく。プレミアム商品券発行については、県の補助がある限り、今後も補助金を出すとの回答でした。

10ページ、8款4項3目公園費18万3,000円は、皿山公園駐車場用地借り上げ料で、場所と金額についての質問に、皿山公園駐車場の西鉄電車が置いてある付近の251坪で、年間坪単価730円で借り上げるとの回答でした。

12ページ、10款3項1目、中学校総務費355万円は須恵中防球ネット設置工事請負費で、既存の8メートルのネットに沿ってコンクリート柱4本、上に5メートルのネットを増設し、全13メートルにするものです。

14ページ、10款5項1目社会教育総務費60万円は子供の社会力育成塾運営委員会助成金

で、内容についての質問があり、今年度は第二小4年生から東中の生徒20名程度、年9回、環境保全について研修し社会力を身につけるとの回答でした。

10款5項3目文化会館管理運営費60万円はアザレア屋根の修繕料で、修繕方法のビスの数の質問に、屋根をとめている2本のビスを5本にし3,300本のステンレスビスで補強するとの回答でした。

以上、予算審査特別委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第46号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7．諮問第1号

○議長（三角 良人） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推薦を議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書24ページでございます。諮問第1号人権擁護委員の推薦について、総務建設産業委員会の委員会報告でございます。

本年9月30日をもって、古川信泰氏の任期が満了になります。これに伴い、人権擁護委員法第6条3項の規定により、以下の者を推薦したく、本会議の意見を求めるものでございます。住所、糟屋郡須恵町大字植木340番地、氏名、今泉守正、生年月日、昭和26年11月30日。経歴は次ページのとおりでございます。任期は3年、定数は5名でございます。

委員会、全員賛成でございます。

本議会の意見を求めるというものでございます。以上です。

○議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成です。

○議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は賛成です。よって、諮問第1号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、各委員長報告のとおり賛成することに決定しました。

日程第8. 諮問第2号

○議長（三角 良人） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の推薦を議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書26ページでございます。諮問第2号人権擁護委員の推薦について、総務建設産業委員会の委員会報告です。

本年9月30日をもって、東紀子氏の任期が満了になります。これに伴い、人権擁護委員法第6条3項の規定により、以下の者を推薦したく、本議会の意見を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字須恵114番地13、氏名、東郷行美、生年月日、昭和26年10月13日。経歴は次ページのとおりでございます。任期は3年、定数は5名でございます。

委員会、全員賛成でございます。以上です。

○議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成です。

○議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は賛成です。よって、諮問第2号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、各委員長報告のとおり賛成することに決定しました。

日程第9．請願

○議長（三角 良人） 日程第9、「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書の提出に関する請願を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関連機関に求める意見書提出に関する請願について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

この請願趣旨は、少人数学級の推進で、当面、小学2年生以上の35人以下学級の早期実現と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元することの2点です。

須恵町では、1クラス38人以上の学年に1人、町が雇用した講師を配置しているので、実質の授業を、クラスに先生2人入ったり、少人数に分けて授業をしているので、35人以下のクラスと同様の対応ができているなどの理由のより、文教厚生委員会、賛成少数で不採択としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。合屋議員。

○議員（8番 合屋 伸好） 原案に賛成の討論でございますが、よろしいでしょうか。

○議長（三角 良人） はい。

○議員（8番 合屋 伸好） まさか不採択になるとは思っておりませんでしたので、ちょっと戸惑っているところでございますが。そもそも体制はできているということでございますけども、これ町費をかなり投入しての、かなりといいますか、投入しての対処ではないかというふうに思います。国、もしくは県費職の職員がふえるということでございますので、ここに反対する理由はないのではないかとというふうに考えます。

また、もう一つの国庫負担制度拡充でございますが、これも小泉政権以前のものに戻す。つまりは、子供たちの環境をよくするということになりはしないかと思いますが、これに反対の意見が出るという、不採択になるというのが少し疑問ということでございます。

また、教職員組合発信であることは見てとれるとは思いますが、偏見があるとしたら、それを少し横に置いていただいて、子供たちのためでございます、須恵町を担う子供たちのためでございます。反対された方の意思の撤回を求め、同意されることを強く望むものでございます。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。ございませんか。——これにて討論を終結します。よって、本請願について採決に入ります。本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって、本陳情を採決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（三角 良人） 起立少数であります。よって、「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願は不採択することに決定しました。

日程第10．意見書

○議長（三角 良人） 日程第10、拉致問題意見書を議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 別紙、意見書でございます。貴議会で、拉致問題意見書決議の可決お願いについてでございます。総務建設産業委員会の報告です。

この事件に関しましては、賛否を問うまでもございせん。国が認定しているだけでも被害者数は17名ということでありまして、つまりは、これ以上の被害者が存在すると考えられています。このうち、金日正前総書記が非を認めて5名は解放されたものの、それ以来10年が、はや経過しております。拉致が始まってからは30年以上がたつということになります。これは、国交的及び人道的にゆゆしき問題でございます。北朝鮮の総書記がかわったこの機に、一日でも早い被害者の救済を国に求めるものでございます。

当委員会は、満場一致で賛成可決でございます。

○議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、本意見書について採決に入ります。本意見書に対する委員長の報告は採択です。よって、本意見書は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。拉致問題意見書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第11．陳情

○議長（三角 良人） 日程第11、国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書について、文教

厚生委員会の審査報告をいたします。

陳情項目は、福岡県内の国立病院を縮小・廃止することなく、充実強化を図ること。国立病院を運営費交付金の一律削減の対象から除外し、必要な予算を確保すること。国立病院を総人件費一律削減の対象から除外し、医師、看護師初め必要人員を確保することの３点です。

すべての国立病院が充実強化や縮小・廃止をしないとの対象になるかが疑問であるとの反対意見もありましたが、東日本大震災では、全国の国立病院からは地震発生当日から災害発生医療チームや医療班など１，２００人を超える職員が派遣され、被災地の病院や避難所で医療活動を行ってきました。

また、国立病院は国内最大の全国ネットワークを有しており、がん、循環器などの高度医療や研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核、感染症、精神医療、災害医療、僻地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしています。

これからは、被災地における地域医療の再建とともに、災害拠点病院などの新たな機能づけを含めて、全国ネットワークを持つ国立病院の機能強化を図ることが求められるなどの理由から、文教厚生委員会、賛成多数で採択しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する委員長の報告は採択です。よって、本陳情は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第１２．陳情

○議長（三角 良人） 日程第１２、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書について、文教厚生調査委員会の審査報告をいたします。

陳情項目は、看護師など夜勤・交代制労働者の労働時間を１日８時間、週３２時間以内、勤務間隔を１２時間以上とすること。医療・社会保障予算をふやし、医師、看護師、介護職員などを大幅にふやすこと。国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現することの３点です。

人手不足や夜勤の大変さがわかるので、安全で行き届いた医療、看護、介護の拡充を図るため

に、看護師などの大幅増員の実現と勤務環境の改善が必要との賛成意見も出ましたが、看護師等の夜勤・交代制労働者の大幅増員や労働環境のために法規制を設け医療・社会保障予算をふやすと、国の財政も厳しい中、結局は医療費や介護費の増や国民負担の増につながるなどの理由から、文教厚生委員会、賛成少数で不採択としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、本陳情を採択することに御賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（三角 良人） 起立少数であります。よって、大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情書は不採択することに決定しました。

日程第 13. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第 13、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第 70 条の規定により、次のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、広域行政調査特別委員会より 3 町合同会議について、文教厚生委員会より社会福祉協議会理事及び町内小中学校管理職との意見交換について、総務建設産業委員会より上下水道問題調査及び災害時行動マニュアル作成について、以上、各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第 3 委員会室で開催しますので、委員の方は御集合をお願いします。

会議を閉じます。平成 24 年度第 2 回須恵町議会定例会を閉会します。

午前 10 時 41 分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三 角 良 人

署名議員 7 番 吉 本 實

署名議員 8 番 合 屋 伸 好